

学校法人明治大学コンプライアンス推進規程

2024年3月19日制定

2024年度規程第43号

(目的)

第1条 この規程は、内部統制システム整備の基本方針（2025年3月5日理事会承認）に基づき、学校法人明治大学（以下「本法人」という。）及び本法人が設置する学校（以下「本大学」という。また、本法人と本大学を併せて「本学」と総称する。）のコンプライアンスをより一層推進するために必要な事項を定めることにより、本学の適正かつ公正な業務及び職務の遂行を図るとともに、本学の社会的信頼の向上に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 学校法人明治大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条第1項に規定する役員をいう。
- (2) 教職員等 本学の教員、教諭、職員、明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程（2005年度規程第29号）に基づき採用されている者、明治大学RA、TA、SA及び教育補助講師採用規程（2005年度規程第15号）に基づき採用されている者その他本法人に雇用されている者をいう。
- (3) コンプライアンス 役員及び教職員等が、確固たる倫理観をもって業務及び職務を遂行する組織風土を醸成し、適正かつ公正に本学の業務及び職務を遂行するため、法令等及び寄附行為その他の校規等を遵守することをいう。

(役員及び教職員等の責務)

第3条 役員及び教職員等は、本学の構成員として、「知の創造と人材の育成を通し、自由で平和、豊かな社会を実現する」という本学の使命を自覚するとともに、コンプライアンスの重要性を深く認識しなければならない。

2 役員及び教職員等は、本学における業務及び職務の遂行に関し、コンプライアンスに違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる責任者を置く。

(1) コンプライアンス推進最高責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

2 コンプライアンス推進最高責任者は、理事長をもって充て、本学のコンプライアンス推進について、最高責任と権限を有する（以下、コンプライアンス推進最高責任者を「理事長」とする。）。

3 コンプライアンス推進責任者は、各常勤理事をもって充て、所管する部門のコンプライアンス推進について、統括的責任と権限を有し、次の各号に掲げる事項を任務とする（以下、コンプライアンス推進責任者を「所管理事」という。）。

(1) 所管部門のコンプライアンス推進に向けた所管部門長への指示

(2) 所管部門のコンプライアンス推進に関する問題点等の是正及び改善に関すること。

（コンプライアンス推進委員会）

第5条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を任務とするコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) コンプライアンスの推進に向けた体制の整備及び強化に関する事項

(2) コンプライアンス違反事案の検証並びに是正措置及び再発防止措置その他必要な措置の方針策定・実行に関する事項

(3) コンプライアンスの推進に向けた研修及び教育に関する事項

(4) その他コンプライアンスを推進するために必要な事項

2 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 理事長

(2) 所管理事

(3) 学長

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決すること

ができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。
(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(他の校規に則り対応する事項)

第10条 コンプライアンスに関する事項のうち、次の各号に規定するものは、それぞれ当該各号に定める校規に則って対応するものとする。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関すること 明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（2000年度規程第3号）
- (2) 研究費の不正使用に関すること 明治大学における研究費の適正管理に関する規程（2007年度規程第41号）
- (3) 研究活動の不正行為 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程（2007年度規程第42号）
- (4) 利益相反行為に関すること 明治大学利益相反マネジメント規程（2016年度規程第26号）
- (5) 公益通報に関すること 学校法人明治大学公益通報に関する規程（2022年度規程第10号。以下「公益通報規程」という。）

(相談及び通報)

第11条 役員及び教職員等は、前条各号に規定するもの以外のコンプライアンス違反に該当する可能性があると思料する場合には、別に定めるところにより、相談又は通報を行うものとする。

(監査等)

第12条 監事は、理事の業務及び職務の遂行に関し、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。

- 2 監査室長及び監査室員は、教職員等の業務及び職務の遂行に関し、コンプライアンスの観点から監査し、監査室長は、その結果を理事長及び監事に報告する。理事長は、必要に応じて、当該結果を理事会に報告する。
- 3 前2項の監査については、別に定める。
- 4 所管理事は、第1項及び第2項の監査により明らかになった問題点等に

ついて、速やかに所管部門長に是正・改善の処置を命じるものとする。

(コンプライアンスのための教育等)

第 1 3 条 本学は、役員及び教職員等に対して、コンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることにより、コンプライアンス違反を未然に防止するため、日常的な意識啓発を行うとともに、研修及び教育を実施するものとする。

(点検・改善)

第 1 4 条 本学は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

(委任規定)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (2 0 2 4 年度規程第 4 3 号)

この規程は、2025年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は2025年10月1日から施行する。

(通達第3102号)